

発行日 2017年 2月 25日
発行人 九条の会・いすみ市
運営委員会

九条の会・いすみ市
では憲法を中心に
学習を継続しています



自民党が憲法改正草案を出し「憲法改正」が議論される現在、その内容を知ることが重要だと考えます。

憲法の全条文をどのように変えようとしているかを学習し知ることが大切だと考えています。平和を柱と考えますが、平和とは私たちの全生活だと思います。

戦争に加担せず、全生活を良くするために憲法を知り生かしていきましょう。

今回は自民党案 **「緊急事態」** を見てください。

「緊急事態」の規定は**現憲法**では
「衆議院解散時の」参議院の緊急集会の規定しかありません。
旧憲法下では根本問題のほか緊急事態として次の条文がありました。
(戦争体制と一体のものとして規定されています)

八条	天皇の法律に変わる 緊急勅令
一一条	天皇の 陸海軍統帥権
一三条	天皇の 戦いを宣し和を議し及び諸般の条約締結権
一四条	天皇の 戒厳を宣告権
三一条	戦時・国家事変の場合の天皇大権 による権利制限
七十条	緊急勅令 による 財政上の必要処分権

これら等の規定の中で国民の声は消され、戦争への道が進行して敗戦となりました。緊急事態とは普通、**自然大災害**、地震・津波・火災・暴風雨などが考えられます。これらに対する対応策は**災害対策基本法**を中心とする法整備が行われ、実際に自治体を中心となり運用されています。

日常的準備が大切で、政府の命令だけでは対応は難しいのです。

阪神大震災、東日本大震災、福島原子力発電所の事故などの被害が未だ回復されていません。それぞれの被害に対して原状回復できない理由は憲法の規定がなかったり、法律の不備だったりということではなく、**必要な対策をとらず費用をかけないから**です。原発事故原因も明らかにできず、解決方法も分からないのに原発を再稼働する、災害避難をしている人がいるのに必要な予算を削減してしまう、という政策が住民を苦しめています。

自民党の緊急事態条項は**自然災害対策が目的ではなく戦争事態への国民・住人・自治体・自衛隊・国家の総動員を計ることが目的です**。国民の権利が奪われ義務が復活しクーデターの独裁を生む条件を作り上げるものです。

ぜひ現在の憲法体系－災害対策基本法による解決策と比較検討して考えてください。

自民党草案内容は次のとおりです

(表の旧憲法条文との類似点をご確認ください。前回号外九条改正案とはセットです)

第九章緊急事態

(緊急事態の宣言)

第九八条 内閣総理大臣は、**我が国に対する外部からの武力攻撃**、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害**その他の法律で定める緊急事態**において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言をすることができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに事前に国会の承認を得なければならない。

4 第二項及び前項後段の国会の承認については、第六十条第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日以内」とあるのは「五日以内」と読み替えるものとする。

(緊急事態の宣言の効果)

第九十九条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は**法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる**。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、**何人も、法律の定めるところにより、当該宣言にかかる事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない**。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、**衆議院は解散されないものとし**、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

後続く人たちに、今も未来も戦争させない

平和憲法9条を残すことは先に生きている私たちの使命！

改憲許さない！

